



東京労働局発表
平成22年10月29日(金)

【照会先】

東京労働局職業安定部職業対策課

課 長 磯井 衛

課 長 補 佐 松井 勝

地方障害者雇用担当官 坂田 敦子

地方障害者雇用担当官 前田 修

電話 03-3512-1664(直通)

F A X 03-3512-1566

平成22年「障害者雇用状況」集計結果 (平成22年6月1日現在)

～ 都内民間企業が雇用する障害者が前年に引き続き増加 ～
実雇用率も 1.63% で8年連続上昇

東京労働局(局長 東 明洋)では、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、身体障害者または知的障害者の雇用義務がある東京都内に本社を置く事業主等から、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者および精神障害者(以下「障害者」)の雇用状況の報告を求めています。

このほど、平成22年6月1日現在における同報告を集計しましたので、その結果を公表します。

【雇用状況の概要】

《民間企業》(法定雇用率1.8%)

- ・ 雇用障害者数は、前年より2,756.5人増加し、126,903.5人となった。
- ・ 実雇用率は前年の1.56%から1.63%と0.07ポイント上昇し、平成15年以来、8年連続の上昇となった。

《特殊法人等》(同2.1%)

- ・ 雇用障害者数2,923.0人、実雇用率2.35%といずれも前年を上回った。

《公的機関》(同2.1%、東京都教育委員会は2.0%)

○ 東京都の機関：雇用障害者数865.0人、実雇用率2.96%

○ 区市町村の機関：雇用障害者数2,365人、実雇用率2.70%

雇用障害者数、実雇用率とも前年を下回ってはいるものの、法定雇用率は達成している。

○ 東京都教育委員会：雇用障害者数686.0人、実雇用率1.67%とも前年を下回り、また、法定雇用率は未達成となっている。

1 民間企業及び特殊法人等における雇用状況

(1) 民間企業

○障害者雇用数、実雇用率…総括表1 (1)、詳細表1 (1) ①、②

障害者雇用数、実雇用率とも過去最高

- ・ 民間企業に雇用されている障害者の数は、126,903.5人で前年より2.2% (2,756.5人) 増加し、過去最高となった。
- ・ 雇用障害者数を部位別にみると、身体障害者が前年と比較して0.6%増の105,313人、知的障害者は同6.9%増の17,507人、精神障害者は同31.6%増の4083.5人となった。特に精神障害者数が前年より979.5人増加し、初めて4,000人を越えた。
- ・ 実雇用率は前年と比較して0.07ポイント上昇し1.63%となり、過去最高となった。

○企業規模別状況…詳細表1 (2) ①、②

企業規模別の実雇用率は100人以上規模で上昇

- ・ 実雇用率を企業規模別に見ると、1,000人以上規模企業で1.87% (対前年0.06 P増)、500～999人規模企業で1.57% (同0.06 P増)、300～499人規模企業で1.36% (同0.07 P増)、100～299人規模企業で1.01% (同0.07 P増)、と昨年が続いて上昇したが、56～99人規模企業では、0.67%と昨年と同じであった。
- ・ 1,000人以上規模企業が企業数全体に占める構成比は8.1%だが、雇用障害者数では全体の73.0%、新規雇用障害者数では全体の70.0%を占めている。
- ・ 雇用障害者の障害部位別の分布をみると、身体障害者、知的障害者、精神障害者とも1,000人以上規模企業に最も多く雇用されている。

○産業別状況…詳細表1 (3) ①、②

産業別の実雇用率はほとんどの業種で前年を上回った

- ・ 産業別では、実雇用率の最も高い産業は「複合サービス業」(2.07%)、次いで「電気・ガス・熱供給・水道業」(1.95%)、「運輸業、郵便業」(1.93%)、「鉱業、採石業、砂利採取業」(1.76%)の順となっている。
また、「製造業」(1.75%)の内訳をみると「鉄鋼」(1.90%)、「電気機械」(1.88%)、が法定雇用率を上回っている。
- ・ 雇用障害者の障害部位別の分布をみると、身体障害者では、「製造業」で最も多く雇用されており、次いで「金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業」となっている。知的障害者では、「製造業」で最も多く雇用されており、次いで「卸売業、小売業」となっている。精神障害者では、「卸売業、小売業」で最も多く雇用されており、次いで「製造業」となっている。

(2) 特殊法人等…総括表1 (2)、詳細表1 (1) ①

特殊法人等は全体で法定雇用率を達成

- ・ 2.1%の法定雇用率が適用される特殊法人等（労働者数48人以上規模の特殊法人等）は、実雇用率が0.12ポイント上昇し、2.35%となっている。

2 地方公共団体における在職状況…総括表2(1)、(2)、(3)、詳細表3

地方公共団体の実雇用率は2.76%に下降

- ・ 2.1%の法定雇用率が適用される地方公共団体の実雇用率は、都が0.09ポイント下降し2.96%、区が0.03ポイント下降し2.83%、市町村が0.02ポイント上昇し2.37%であった。
- ・ 2.0%の法定雇用率が適用される東京都教育委員会の実雇用率は、0.08ポイント下降し1.67%と法定雇用率未達成となっている。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

○ 民間企業	一般の民間企業…………… 1. 8%
	（56人以上規模の企業）
	特殊法人…………… 2. 1%
	〔労働者数48人以上規模の 特殊法人及び独立行政法人〕
○ 国、地方公共団体	…………… 2. 1%
	（48人以上規模の機関）
○ 都道府県等の教育委員会	…………… 2. 0%
	（50人以上規模の機関）

（カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。）

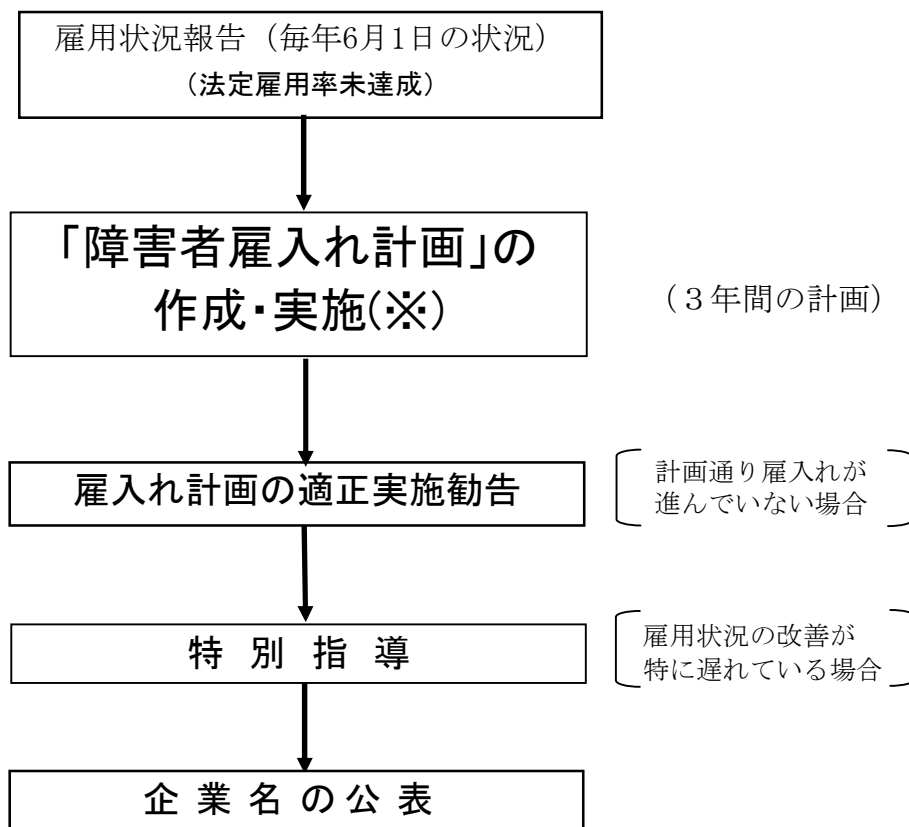
※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 短時間労働者は原則的に実雇用率にはカウントされないが、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

◎ 雇用率達成指導の基準について

実雇用率の低い事業主については次の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。

一般企業（法定雇用率1.8%）に対する雇用率達成指導の流れ図



※「障害者雇入れ計画」作成命令の発出基準について

- ① 「実雇用率が著しく低く、かつ不足数が多い企業」
→ 【実雇用率が全国平均値未満、かつ不足数5人以上の場合】
- ② 「不足数が多い企業」
→ 【実雇用率に関係なく、不足数10人以上の場合】
- ③ 「中小規模企業で障害者を一人も雇用していない企業」
→ 【雇用義務3～4人の企業（労働者数167人～277人規模企業）
であって雇用障害者数0人の場合】

◎ 特例子会社制度について

障害者雇用率制度においては、障害者の雇用機会の確保（法定雇用率＝1.8％）は個々の事業主（企業）ごとに義務づけられている。

その特例である「特例子会社」制度は、障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できることとしている。

平成 22 年 6 月 1 日現在における障害者の雇用状況（目次）

〈総括表〉

1 民間企業における雇用状況	
(1) 民間企業	9
(2) 特殊法人等	9
2 地方公共団体における在職状況	
(1) 都の機関	9
(2) 区市町村の機関	9
(3) 法定雇用率 2.0%が適用される教育委員会	10

〈詳細表〉

1 民間企業における雇用状況	
(1) 概況	
①概況	11
②障害部位別雇用状況	11
(2) 企業規模別の雇用状況	
①概況	12
②障害部位別雇用状況	12
(3) 産業別の雇用状況	
①概況	13
②障害部位別雇用状況	14
(4) 民間企業における雇用状況の推移	15
2 民間企業における実雇用率等の推移（グラフ）	
(1) 企業規模別実雇用率	16
(2) 産業別実雇用率	17
(3) 特例子会社の年度別設立件数	18

3 地方公共団体における障害者の在職状況

(1) 法定雇用率 2.1%が適用される地方公共団体

①概況 19

②障害部位別在職状況 19

(2) 法定雇用率 2.0%が適用される教育委員会 20

4 公的機関の各機関の状況

(1) 地方自治体の各機関の状況

①都の機関の状況 21

②区市町村の機関の状況 21

(2) 特殊法人等（地方所管）における各機関の状況 23

〈総括表〉(平成22年6月1日現在)

1 民間企業における雇用状況

(1) 民間企業(法定雇用率1.8%)

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	雇用率対前年比増減(P)	達成割合(%)
民間企業	7,786,840	126,903.5	1.63	0.07	33.0
	(7,932,919)	(124,147.0)	(1.56)	(0.05)	(31.1)

(2) 特殊法人等(法定雇用率2.1%)

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	雇用率対前年比増減(P)	達成割合(%)
特殊法人等	124,620	2,923.0	2.35	0.12	83.3
	(93,671)	(2,091.0)	(2.23)	(▲ 0.06)	(87.0)

2 地方公共団体における在職状況

(1) 都の機関(法定雇用率2.1%)

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	雇用率対前年比増減(P)	達成割合(%)
都の機関	29,202	865.0	2.96	▲ 0.09	100.0
	(29,008)	(886.0)	(3.05)	(0.06)	(100.0)

(2) 区市町村の機関(法定雇用率2.1%)

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	雇用率対前年比増減(P)	達成割合(%)
区の機関	61,896	1,754.0	2.83	▲ 0.03	100.0
	(62,099)	(1,776.0)	(2.86)	(▲ 0.02)	(100.0)
市町村の機関	25,786	611.0	2.37	0.02	92.0
	(25,608)	(601.0)	(2.35)	(0.05)	(90.4)
区市町村の機関	87,682	2,365.0	2.70	▲ 0.01	94.7
	(87,707)	(2,377.0)	(2.71)	(0.00)	(93.6)

(3) 法定雇用率2.0%が適用される教育委員会(法定雇用率2.0%)

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	雇用率対前年比増減(P)
東京都教育委員会	41,047	686.0	1.67	▲ 0.08
	(40,557)	(710.0)	(1.75)	(▲ 0.04)

1の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。

法定雇用率2.0%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

() 内は、平成21年6月1日現在の数値である。

〈詳細表〉(平成22年6月1日現在)

1 民間企業における雇用状況

(1) 概況

① 概況

区分	①企業数 (社)	②法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる労働 者数(人)	③障害者の数(人)						④実雇用率 $E \div ② \times 100$ (%)	⑤雇用率対 前年比増減 (P)
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者であ る短時間労 働者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者	D. 精神障害 者である短 時間労働者	E. 計 $A \times 2 + B +$ $C + D \times 0.5$	F. うち新規 雇用分		
民間企業 〔1.8%〕	15,726	7,786,840	34,764	2,007	54,994	749	126,903.5	12,056.5	1.63	0.07
	(16,189)	(7,932,919)	(34,217)	(1,746)	(53,705)	(524)	(124,147.0)	(12,654.0)	(1.56)	(0.05)
特殊法人等 〔2.1%〕	72	124,620	777	29	1,328	24	2,923.0	975.5	2.35	0.12
	(69)	(93,671)	(578)	(26)	(902)	(14)	(2,091.0)	(238.5)	(2.23)	(▲ 0.06)

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントを行っている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は平成21年6月1日現在の数値である。

② 障害部位別雇用状況

区分	①障害者の 数(人)	②身体障害者の数(人)					③知的障害者の数(人)					④精神障害者の数(人)			
		A. 重度 身体障 害者	B. 重 度以 外の 身体 障 害者	C. 重 度 身 体 障 害 者 で あ る 短 時 間 労 働 者	D. 計 $A \times 2 +$ $B + C$	E. うち 新規雇 用分	A. 重 度 知 的 障 害 者	B. 重 度 以 外 の 知 的 障 害 者	C. 重 度 知 的 障 害 者 で あ る 短 時 間 労 働 者	D. 計 $A \times 2 +$ $B + C$	E. うち 新規雇 用分	A. 精神 障害者	B. 精神 障害者 である 短時間 労働者	C. 計 $A + B \times$ 0.5	D. うち新 規雇用分
民間企業〔1.8%〕	126,903.5	31,109	41,454	1,641	105,313	8,748	3,655	9,831	366	17,507	2,277	3,709	749	4,083.5	1,031.5
	(124,147.0)	(30,872)	(41,512)	(1,411)	(104,667)	(9,505)	(3,345)	(9,351)	(335)	(16,376)	(2,259)	(2,842)	(524)	(3,104.0)	(890.0)
特殊法人等 〔2.1%〕	2,923.0	744	1,055	28	2,571	838	33	90	1	157	38	183	24	195.0	99.5
	(2,091.0)	(548)	(730)	(26)	(1,852)	(192)	(30)	(67)	(0)	(127)	(23)	(105)	(14)	(112.0)	(23.5)

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②D、③D、④Cの計である。
- 2 ③A欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、D欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行っている。
- 3 ④B欄の精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、C欄を算出するに当たり0.5カウントを行っている。
- 4 ②③のA.B欄及び④のA欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のC欄及び④のB欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ②③E欄及び④D欄の「うち新規雇用分」は当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は平成21年6月1日現在の数値である。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数 (社)	② 法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる労働 者数(人)	③ 障害者の数(人)						④ 実雇用率 $E \div ② \times 100(\%)$	⑤ 雇用率対 前年比増減 (P)
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である短 時間労働者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精神 障害者	D. 精神障害 者である短時 間労働者	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	F. うち新規 雇用分		
規模計	15,726	7,786,840	34,764	2,007	54,994	749	126,903.5	12,056.5	1.63	0.07
	(16,189)	(7,932,919)	(34,217)	(1,746)	(53,705)	(524)	(124,147.0)	(12,654.0)	(1.56)	(0.05)
56～99	5,047	374,276	573	74	1,267	21	2,497.5	203.0	0.67	0.00
	(5,196)	(385,687)	(590)	(70)	(1,329)	(20)	(2,589.0)	(195.0)	(0.67)	(▲ 0.03)
100～299	6,503	1,037,954	2,559	209	5,075	172	10,488.0	1,185.0	1.01	0.07
	(6,744)	(1,078,540)	(2,492)	(171)	(4,927)	(64)	(10,114.0)	(1,150.5)	(0.94)	(0.03)
300～499	1,580	571,037	2,090	161	3,414	56	7,783.0	880.5	1.36	0.07
	(1,603)	(581,273)	(2,028)	(131)	(3,286)	(52)	(7,499.0)	(853.5)	(1.29)	(0.05)
500～999	1,315	859,511	3,718	224	5,808	77	13,506.5	1,354.0	1.57	0.06
	(1,354)	(887,822)	(3,634)	(213)	(5,904)	(66)	(13,418.0)	(1,535.0)	(1.51)	(0.06)
1000以上	1,281	4,944,062	25,824	1,339	39,430	423	92,628.5	8,434.0	1.87	0.06
	(1,292)	(4,999,597)	(25,473)	(1,161)	(38,259)	(322)	(90,527.0)	(8,920.0)	(1.81)	(0.06)

注1(1)①の表と同じ

② 障害部位別雇用状況

区分	① 障害者の 数(人)	② 身体障害者の数(人)					③ 知的障害者の数(人)					④ 精神障害者の数(人)			
		A. 重度 身体障 害者	B. 重度 以外の 身体障 害者	C. 重度 身体障 害者で ある短 時間労 働者	D. 計 $A \times 2 + B + C$	E. うち 新規雇 用分	A. 重度 知的障 害者	B. 重度 以外の 知的障 害者	C. 重度 知的障 害者で ある短 時間労 働者	D. 計 $A \times 2 + B + C$	E. うち 新規雇 用分	A. 精神 障害者	B. 精神 障害者 である 短時間 労働者	C. 計 $A + B \times 0.5$	D. うち新 規雇用分
規模計	126,903.5	31,109	41,454	1,641	105,313	8,748	3,655	9,831	366	17,507	2,277	3,709	749	4,083.5	1,031.5
	(124,147.0)	(30,872)	(41,512)	(1,411)	(104,667)	(9,505)	(3,345)	(9,351)	(335)	(16,376)	(2,259)	(2,842)	(524)	(3,104.0)	(890.0)
56～99	2,497.5	525	981	49	2,080	157	48	237	25	358	33	49	21	59.5	13.0
	(2,589.0)	(535)	(997)	(38)	(2,105)	(143)	(55)	(273)	(32)	(415)	(39)	(59)	(20)	(69.0)	(13.0)
100～299	10,488.0	2,227	3,830	166	8,450	866	332	902	43	1,609	204	343	172	429.0	115.0
	(10,114.0)	(2,166)	(3,831)	(129)	(8,292)	(893)	(326)	(855)	(42)	(1,549)	(181)	(241)	(64)	(273.0)	(76.5)
300～499	7,783.0	1,876	2,492	124	6,368	655	214	622	37	1,087	146	300	56	328.0	79.5
	(7,499.0)	(1,834)	(2,487)	(108)	(6,263)	(662)	(194)	(566)	(23)	(977)	(121)	(233)	(52)	(259.0)	(70.5)
500～999	13,506.5	3,414	4,208	167	11,203	989	304	1,140	57	1,805	237	460	77	498.5	128.0
	(13,418.0)	(3,346)	(4,414)	(165)	(11,271)	(1,172)	(288)	(1,115)	(48)	(1,739)	(229)	(375)	(66)	(408.0)	(134.0)
1000以上	92,628.5	23,067	29,943	1,135	77,212	6,081	2,757	6,930	204	12,648	1,657	2,557	423	2,768.5	696.0
	(90,527.0)	(22,991)	(29,783)	(971)	(76,736)	(6,635)	(2,482)	(6,542)	(190)	(11,696)	(1,689)	(1,934)	(322)	(2,095.0)	(596.0)

注1(1)②の表と同じ

(3)産業別の雇用状況

①概況

区分	①企業数 (社)	②法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (人)	③障害者の数(人)					E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分	④実雇用率 E÷②×100 (%)	⑤雇用率対前年比増減(P)
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者					
産業計	15,726 (16,189)	7,786,840 (7,932,919)	34,764 (34,217)	2,007 (1,746)	54,994 (53,705)	749 (524)	126,903.5 (124,147.0)	12,056.5 (12,654.0)	1.63 (1.56)	0.07 (0.05)	
農・林・漁業	11 (10)	3,110 (2,955)	11 (12)	1 (1)	16 (12)	0 (0)	39.0 (37.0)	1.0 (0.0)	1.25 (1.25)	0.00 (▲ 0.08)	
鉱業、採石業、砂利採取業	12 (13)	4,488 (4,499)	22 (21)	1 (0)	34 (30)	0 (0)	79.0 (72.0)	2.0 (1.0)	1.76 (1.60)	0.16 (0.13)	
建設業	636 (625)	254,028 (258,211)	1,206 (1,195)	21 (16)	1,519 (1,471)	3 (0)	3,953.5 (3,877.0)	226.0 (236.0)	1.56 (1.50)	0.06 (0.04)	
製造業	2,928 (3,083)	2,047,440 (2,115,637)	10,505 (10,729)	207 (196)	14,633 (14,897)	47 (40)	35,873.5 (36,571.0)	2,023.5 (2,051.5)	1.75 (1.73)	0.02 (0.01)	
食料品・たばこ	320 (329)	215,191 (219,036)	856 (886)	37 (31)	2,099 (2,180)	14 (11)	3,855.0 (3,988.5)	223.5 (174.5)	1.79 (1.82)	▲ 0.03 (0.00)	
繊維工業	45 (50)	16,923 (15,125)	76 (66)	3 (1)	122 (111)	0 (0)	277.0 (244.0)	13.0 (17.0)	1.64 (1.61)	0.03 (0.19)	
木材・家具	28 (34)	11,489 (14,503)	64 (69)	0 (0)	77 (84)	0 (0)	205.0 (222.0)	14.0 (15.0)	1.78 (1.53)	0.25 (0.03)	
パルプ・紙・印刷	351 (380)	124,539 (127,244)	607 (603)	13 (12)	885 (915)	2 (2)	2,113.0 (2,134.0)	143.5 (137.5)	1.70 (1.68)	0.02 (0.09)	
化学工業	468 (494)	384,954 (388,132)	1,861 (1,832)	70 (51)	2,833 (2,796)	5 (7)	6,627.5 (6,514.5)	373.0 (419.0)	1.72 (1.68)	0.04 (▲ 0.01)	
窯業・土石	73 (65)	36,503 (34,919)	173 (159)	6 (4)	268 (259)	1 (1)	620.5 (581.5)	38.5 (30.5)	1.70 (1.67)	0.03 (0.09)	
鉄鋼	51 (56)	62,394 (64,952)	329 (322)	7 (8)	518 (535)	1 (0)	1,183.5 (1,187.0)	34.0 (38.0)	1.90 (1.83)	0.07 (▲ 0.02)	
非鉄金属	70 (64)	52,479 (36,138)	262 (166)	6 (2)	381 (250)	1 (0)	911.5 (584.0)	60.0 (35.0)	1.74 (1.62)	0.12 (▲ 0.11)	
金属製品	170 (173)	67,199 (77,674)	336 (414)	7 (10)	491 (545)	2 (4)	1,171.0 (1,385.0)	70.5 (84.5)	1.74 (1.78)	▲ 0.04 (0.11)	
電気機械	271 (265)	380,466 (380,233)	2,389 (2,388)	9 (10)	2,357 (2,311)	3 (1)	7,145.5 (7,097.5)	253.0 (313.5)	1.88 (1.87)	0.01 (0.03)	
その他機械	571 (639)	486,643 (504,139)	2,646 (2,656)	26 (33)	3,173 (3,249)	9 (6)	8,495.5 (8,597.0)	521.5 (532.5)	1.75 (1.71)	0.04 (0.02)	
その他	510 (534)	208,660 (253,542)	906 (1,168)	23 (34)	1,429 (1,662)	9 (8)	3,268.5 (4,036.0)	279.0 (254.5)	1.57 (1.59)	▲ 0.02 (▲ 0.04)	
電気・ガス・熱供給・水道業	33 (33)	71,088 (68,355)	403 (386)	3 (3)	579 (547)	3 (1)	1,389.5 (1,322.5)	74.5 (100.0)	1.95 (1.93)	0.02 (0.02)	
情報通信業	2,010 (2,068)	785,729 (805,599)	3,153 (3,117)	86 (58)	4,218 (4,106)	30 (17)	10,625.0 (10,406.5)	1,076.0 (1,184.0)	1.35 (1.29)	0.06 (0.02)	
運輸業、郵便業	963 (976)	443,288 (464,730)	2,113 (2,109)	168 (148)	4,130 (4,181)	63 (46)	8,555.5 (8,570.0)	580.5 (690.0)	1.93 (1.84)	0.09 (0.11)	
卸売業、小売業	3,149 (3,230)	1,120,893 (1,145,565)	4,144 (4,092)	380 (332)	7,345 (7,076)	163 (127)	16,094.5 (15,655.5)	1,647.0 (1,717.5)	1.44 (1.37)	0.07 (0.07)	
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	950 (1,006)	839,079 (871,591)	3,928 (3,799)	104 (78)	6,322 (6,258)	29 (19)	14,296.5 (13,943.5)	1,761.5 (1,828.0)	1.70 (1.60)	0.10 (0.08)	
学術研究、専門・技術サービス業	749 (778)	232,514 (226,519)	957 (840)	37 (39)	1,141 (1,038)	16 (10)	3,100.0 (2,762.0)	382.0 (414.5)	1.33 (1.22)	0.11 (▲ 0.20)	
宿泊業、飲食サービス業	452 (448)	205,293 (241,665)	796 (946)	159 (186)	1,635 (1,995)	60 (31)	3,416.0 (4,088.5)	375.0 (439.5)	1.66 (1.69)	▲ 0.03 (0.09)	
生活関連サービス業、娯楽業	468 (444)	157,756 (140,288)	584 (435)	59 (44)	1,075 (874)	19 (14)	2,311.5 (1,795.0)	378.0 (329.0)	1.47 (1.28)	0.19 (0.06)	
教育・学習支援業	365 (396)	112,776 (121,383)	452 (478)	12 (16)	612 (647)	8 (6)	1,532.0 (1,622.0)	135.0 (111.0)	1.36 (1.34)	0.02 (0.02)	
医療・福祉	808 (788)	296,011 (270,518)	1,372 (1,278)	199 (141)	2,188 (1,977)	124 (61)	5,193.0 (4,704.5)	618.5 (508.5)	1.75 (1.74)	0.01 (0.00)	
複合サービス業	38 (49)	297,648 (310,740)	1,297 (1,275)	217 (202)	3,313 (3,048)	92 (81)	6,170.0 (5,840.5)	1,006.0 (1,131.0)	2.07 (1.88)	0.19 (0.25)	
サービス業	2,154 (2,242)	915,699 (884,664)	3,821 (3,505)	353 (286)	6,234 (5,548)	92 (71)	14,275.0 (12,879.5)	1,770.0 (1,912.5)	1.56 (1.46)	0.10 (0.07)	

注1(1)①の表と同じ

※産業計はその他分類不能の産業を含む。

※平成21年より新産業分類で集計。

②障害部位別雇用状況

区分	①障害者の数 (人)	②身体障害者の数(人)				③知的障害者の数(人)				④精神障害者の数(人)		
		A. 重度身体障害者	B. 重度以外の身体障害者	C. 重度身体障害者である短時間労働者	D. 計 A×2+B+C	A. 重度知的障害者	B. 重度以外の知的障害者	C. 重度知的障害者である短時間労働者	D. 計 A×2+B+C	A. 精神障害者	B. 精神障害者である短時間労働者	C. 計 A+B×0.5
産業計	126,903.5 (124,147.0)	31,109 (30,872)	41,454 (41,512)	1,641 (1,411)	105,313 (104,667)	3,655 (3,345)	9,831 (9,351)	366 (335)	17,507 (16,376)	3,709 (2,842)	749 (524)	4,083.5 (3,104.0)
農・林・漁業	39.0 (37.0)	11 (12)	15 (11)	1 (1)	38 (36)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)
鉱業、採石業、砂利採取業	79.0 (72.0)	22 (21)	33 (30)	1 (0)	78 (72)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)
建設業	3,953.5 (3,877.0)	1,181 (1,174)	1,386 (1,384)	19 (14)	3,767 (3,746)	25 (21)	61 (44)	2 (2)	113 (88)	72 (43)	3 (0)	73.5 (43.0)
製造業	35,873.5 (36,571.0)	9,516 (9,787)	11,339 (11,812)	155 (149)	30,526 (31,535)	989 (942)	2,629 (2,558)	52 (47)	4,659 (4,489)	665 (527)	47 (40)	688.5 (547.0)
食品・たばこ	3,855.0 (3,988.5)	692 (722)	1,254 (1,290)	26 (28)	2,664 (2,762)	164 (164)	773 (827)	11 (3)	1,112 (1,158)	72 (63)	14 (11)	79.0 (68.5)
繊維工業	277.0 (244.0)	68 (61)	91 (83)	3 (1)	230 (206)	8 (5)	25 (24)	0 (0)	41 (34)	6 (4)	0 (0)	6.0 (4.0)
木材・家具	205.0 (222.0)	59 (66)	51 (60)	0 (0)	169 (192)	5 (3)	23 (22)	0 (0)	33 (28)	3 (2)	0 (0)	3.0 (2.0)
パルプ・紙・印刷	2,113.0 (2,134.0)	566 (568)	694 (713)	12 (11)	1,838 (1,860)	41 (35)	168 (171)	1 (1)	251 (242)	23 (31)	2 (2)	24.0 (32.0)
化学工業	6,627.5 (6,514.5)	1,711 (1,703)	2,372 (2,428)	37 (29)	5,831 (5,863)	150 (129)	350 (275)	33 (22)	683 (555)	111 (93)	5 (7)	113.5 (96.5)
窯業・土石	620.5 (581.5)	147 (139)	193 (199)	5 (4)	492 (481)	26 (20)	66 (55)	1 (0)	119 (95)	9 (5)	1 (1)	9.5 (5.5)
鉄鋼	1,183.5 (1,187.0)	300 (291)	455 (475)	7 (7)	1,062 (1,064)	29 (31)	36 (37)	0 (1)	94 (100)	27 (23)	1 (0)	27.5 (23.0)
非鉄金属	911.5 (584.0)	204 (153)	299 (212)	6 (2)	713 (520)	58 (13)	62 (29)	0 (0)	178 (55)	20 (9)	1 (0)	20.5 (9.0)
金属製品	1,171.0 (1,385.0)	275 (313)	342 (382)	6 (10)	898 (1,018)	61 (101)	121 (143)	1 (0)	244 (345)	28 (20)	2 (4)	29.0 (22.0)
電気機械	7,145.5 (7,097.5)	2,209 (2,220)	1,923 (1,913)	7 (8)	6,348 (6,361)	180 (168)	308 (312)	2 (2)	670 (650)	126 (86)	3 (1)	127.5 (86.5)
その他機械	8,495.5 (8,597.0)	2,488 (2,478)	2,612 (2,712)	24 (30)	7,612 (7,698)	158 (178)	402 (413)	2 (3)	720 (772)	159 (124)	9 (6)	163.5 (127.0)
その他	3,268.5 (4,036.0)	797 (1,073)	1,053 (1,345)	22 (19)	2,669 (3,510)	109 (95)	295 (250)	1 (15)	514 (455)	81 (67)	9 (8)	85.5 (71.0)
電気・ガス・熱供給・水道業	1,389.5 (1,322.5)	383 (372)	529 (505)	3 (3)	1,298 (1,252)	20 (14)	24 (22)	0 (0)	64 (50)	26 (20)	3 (1)	27.5 (20.5)
情報通信業	10,625.0 (10,406.5)	3,042 (3,018)	3,500 (3,527)	86 (58)	9,670 (9,621)	111 (99)	264 (235)	0 (0)	486 (433)	454 (344)	30 (17)	469.0 (352.5)
運輸業、郵便業	8,555.5 (8,570.0)	1,812 (1,820)	2,969 (3,111)	137 (123)	6,730 (6,874)	301 (289)	975 (910)	31 (25)	1,608 (1,513)	186 (160)	63 (46)	217.5 (183.0)
卸売業、小売業	16,094.5 (15,655.5)	3,586 (3,526)	4,602 (4,513)	302 (260)	12,076 (11,825)	558 (566)	2,134 (2,113)	78 (72)	3,328 (3,317)	609 (450)	163 (127)	690.5 (513.5)
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業	14,296.5 (13,943.5)	3,827 (3,723)	5,830 (5,906)	94 (68)	13,578 (13,420)	101 (76)	258 (189)	10 (10)	470 (351)	234 (163)	29 (19)	248.5 (172.5)
学術研究、 専門・技術サービス業	3,100.0 (2,762.0)	876 (772)	952 (880)	34 (34)	2,738 (2,458)	81 (68)	100 (89)	3 (5)	265 (230)	89 (69)	16 (10)	97.0 (74.0)
宿泊業、 飲食サービス業	3,416.0 (4,088.5)	406 (542)	600 (786)	89 (115)	1,501 (1,985)	390 (404)	962 (1,121)	70 (71)	1,812 (2,000)	73 (88)	60 (31)	103.0 (103.5)
生活関連サービス業、 娯楽業	2,311.5 (1,795.0)	451 (337)	653 (542)	52 (36)	1,607 (1,252)	133 (98)	324 (266)	7 (8)	597 (470)	98 (66)	19 (14)	107.5 (73.0)
教育・学習支援業	1,532.0 (1,622.0)	433 (460)	533 (554)	10 (13)	1,409 (1,487)	19 (18)	51 (71)	2 (3)	91 (110)	28 (22)	8 (6)	32.0 (25.0)
医療・福祉	5,193.0 (4,704.5)	1,186 (1,114)	1,649 (1,515)	148 (90)	4,169 (3,833)	186 (164)	395 (350)	51 (51)	818 (729)	144 (112)	124 (61)	206.0 (142.5)
複合サービス業	6,170.0 (5,840.5)	1,168 (1,167)	2,254 (2,146)	211 (195)	4,801 (4,675)	129 (108)	501 (470)	6 (7)	765 (693)	558 (432)	92 (81)	604.0 (472.5)
サービス業	14,275.0 (12,879.5)	3,209 (3,027)	4,610 (4,290)	299 (252)	11,327 (10,596)	612 (478)	1,151 (912)	54 (34)	2,429 (1,902)	473 (346)	92 (71)	519.0 (381.5)

注1(1)②の表と同じ

※産業計はその他分類不能の産業を含む。

※平成21年より新産業分類で集計。

(4) 民間企業における雇用状況の推移

(各年6月1日現在)

	企業数	雇用率の基礎となる労働者数	対前年増減	障害者雇用数	対前年増減	雇用率(%)	対前年増減(p)	法定雇用率
昭和56	8,003	4,806,246	106,172	45,395	3,103	0.94	0.04	1.5%
57	8,177	4,900,635	94,389	48,261	2,866	0.98	0.04	
58	8,416	4,979,666	79,031	49,880	1,619	1.00	0.02	
59	8,447	5,030,261	50,595	51,338	1,458	1.02	0.02	
60	8,814	5,430,210	399,949	56,468	5,130	1.04	0.02	
61	8,865	5,482,377	52,167	56,985	517	1.04	0.00	
62	9,235	5,635,133	152,756	57,509	524	1.02	▲ 0.02	↓
63	9,867	5,772,004	136,871	60,622	3,113	1.05	0.03	1.6%
平成元年	10,398	5,984,760	212,756	62,558	1,936	1.05	0.00	
2	10,892	6,269,853	285,093	65,154	2,596	1.04	▲ 0.01	
3	11,553	6,575,650	305,797	68,888	3,734	1.05	0.01	
4	11,995	6,800,429	224,779	74,783	5,895	1.10	0.05	
5	12,125	6,841,465	41,036	79,598	4,815	1.16	0.06	
6	12,162	6,742,262	▲ 99,203	81,620	2,022	1.21	0.05	
7	12,087	6,618,912	▲ 123,350	81,828	208	1.24	0.03	
8	12,164	6,601,324	▲ 17,588	83,139	1,311	1.26	0.02	
9	12,080	6,577,421	▲ 23,903	83,589	450	1.27	0.01	↓
10	12,257	6,530,362	▲ 47,059	83,823	234	1.28	0.01	1.8%
11	12,802	6,420,510	▲ 109,852	83,643	▲ 180	1.30	0.02	
12	12,512	6,305,043	▲ 115,467	82,843	▲ 800	1.31	0.01	
13	12,589	6,301,577	▲ 3,466	83,401	558	1.32	0.01	
14	12,469	6,221,296	▲ 80,281	81,950	▲ 1,451	1.32	0.00	
15	12,528	6,232,528	11,232	83,147	1,197	1.33	0.01	
16	13,045	6,506,784	274,256	87,701	4,554	1.35	0.02	
17	13,227	6,653,770	146,986	92,828	5,127	1.40	0.05	
18	13,760	6,916,486	262,716	99,456.0	6,628.0	1.44	0.04	
19	15,678	7,331,414	414,928	107,158.0	7,702.0	1.46	0.02	
20	16,112	7,920,678	589,264	119,837.5	12,679.5	1.51	0.05	
21	16,189	7,932,919	12,241	124,147.0	4,309.5	1.56	0.05	
22	15,726	7,786,840	▲ 146,079	126,903.5	2,756.5	1.63	0.07	↓

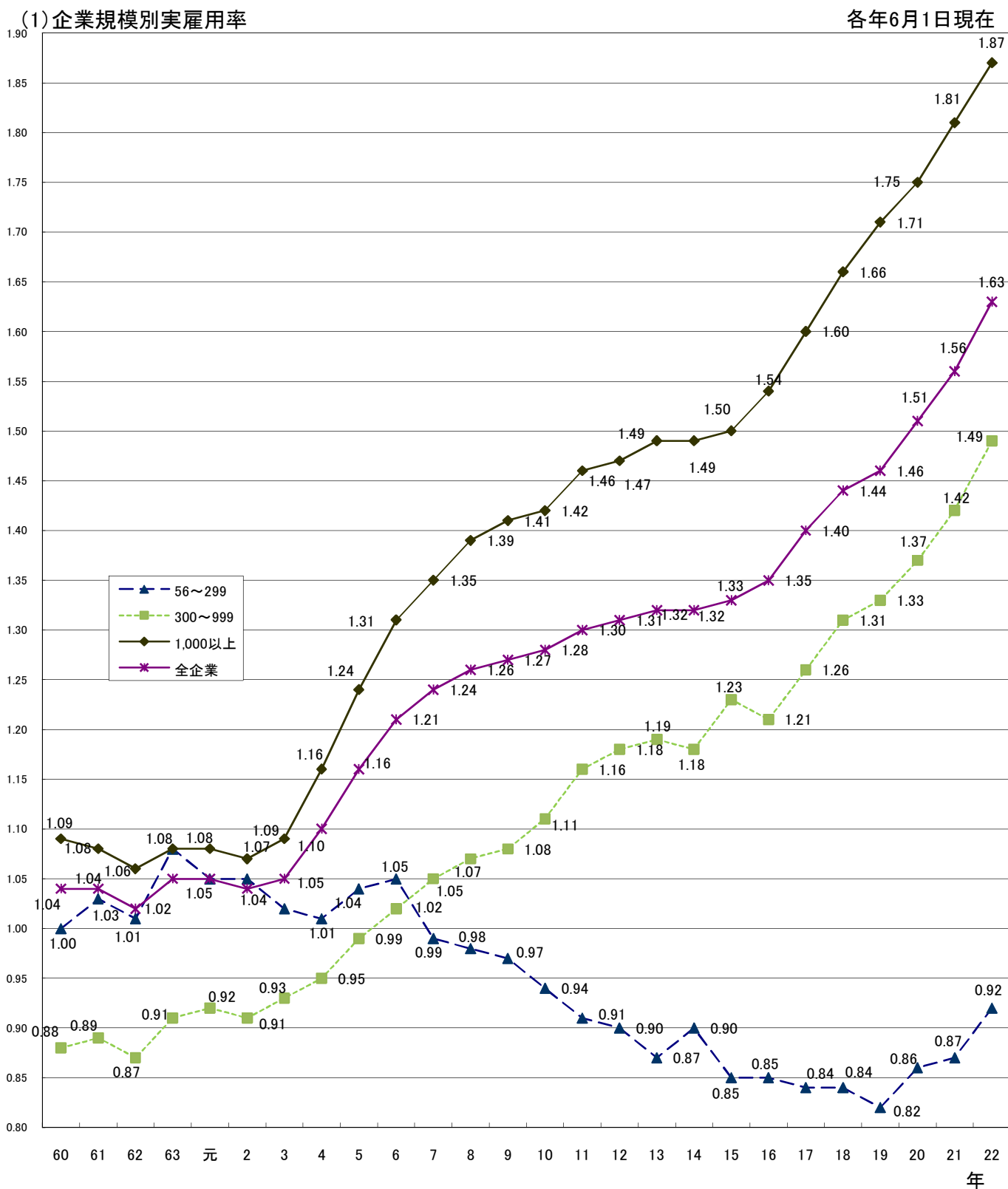
注1 障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

～昭和62年
昭和63年～平成4年
平成5年～

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者
身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、
重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者
精神障害者または精神障害者である短時間労働者が加わった。
(精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)

平成18年～

2 民間企業における実雇用率等の推移(グラフ)



注1 障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

～昭和62年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

昭和63年～平成4年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者

平成5年～ 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、

知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、

重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年～

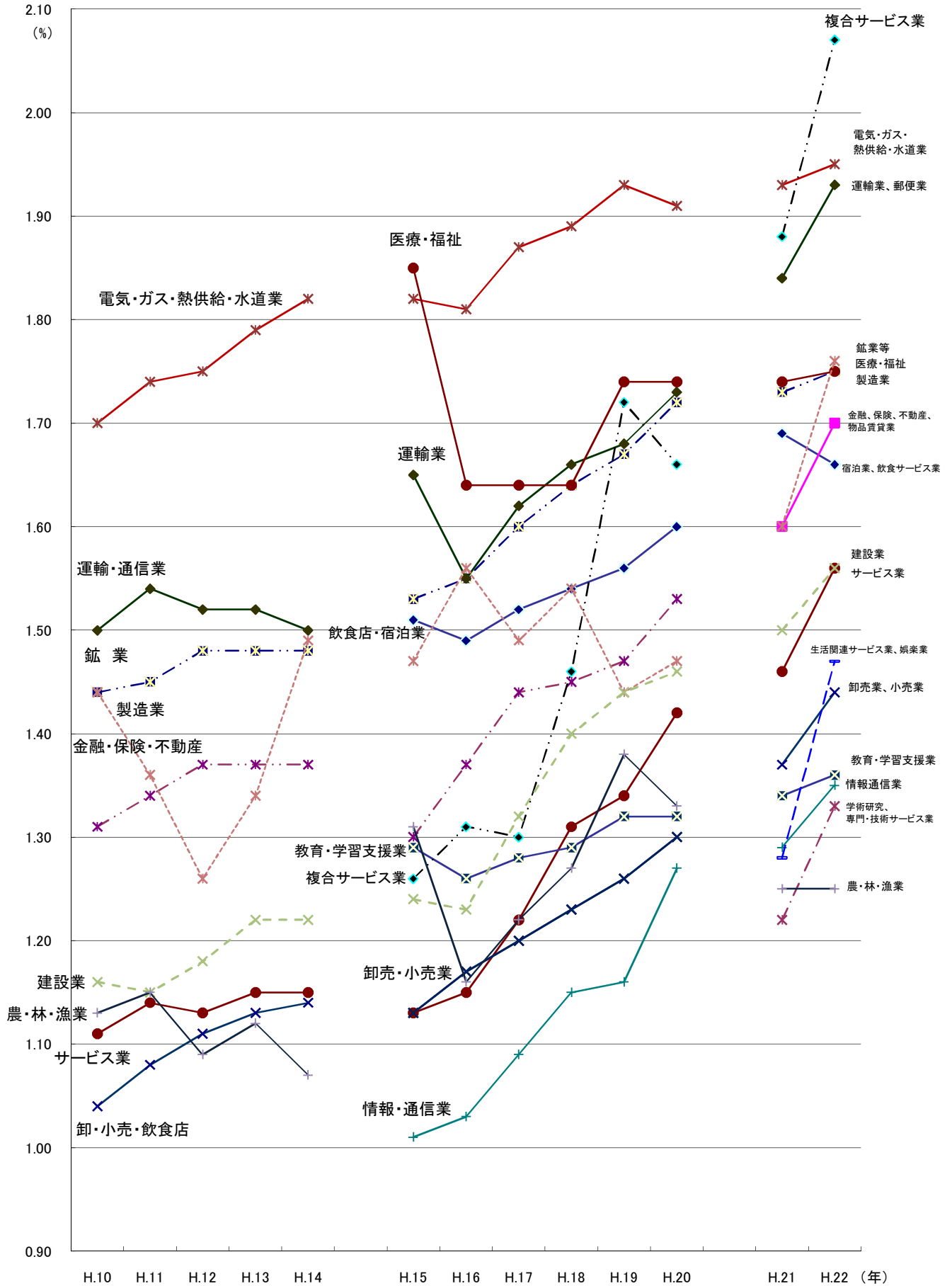
精神障害者又は、精神障害者である短時間労働者(短時間労働者は0.5カウント)

(精神障害者保健福祉手帳所持者)が加わった。

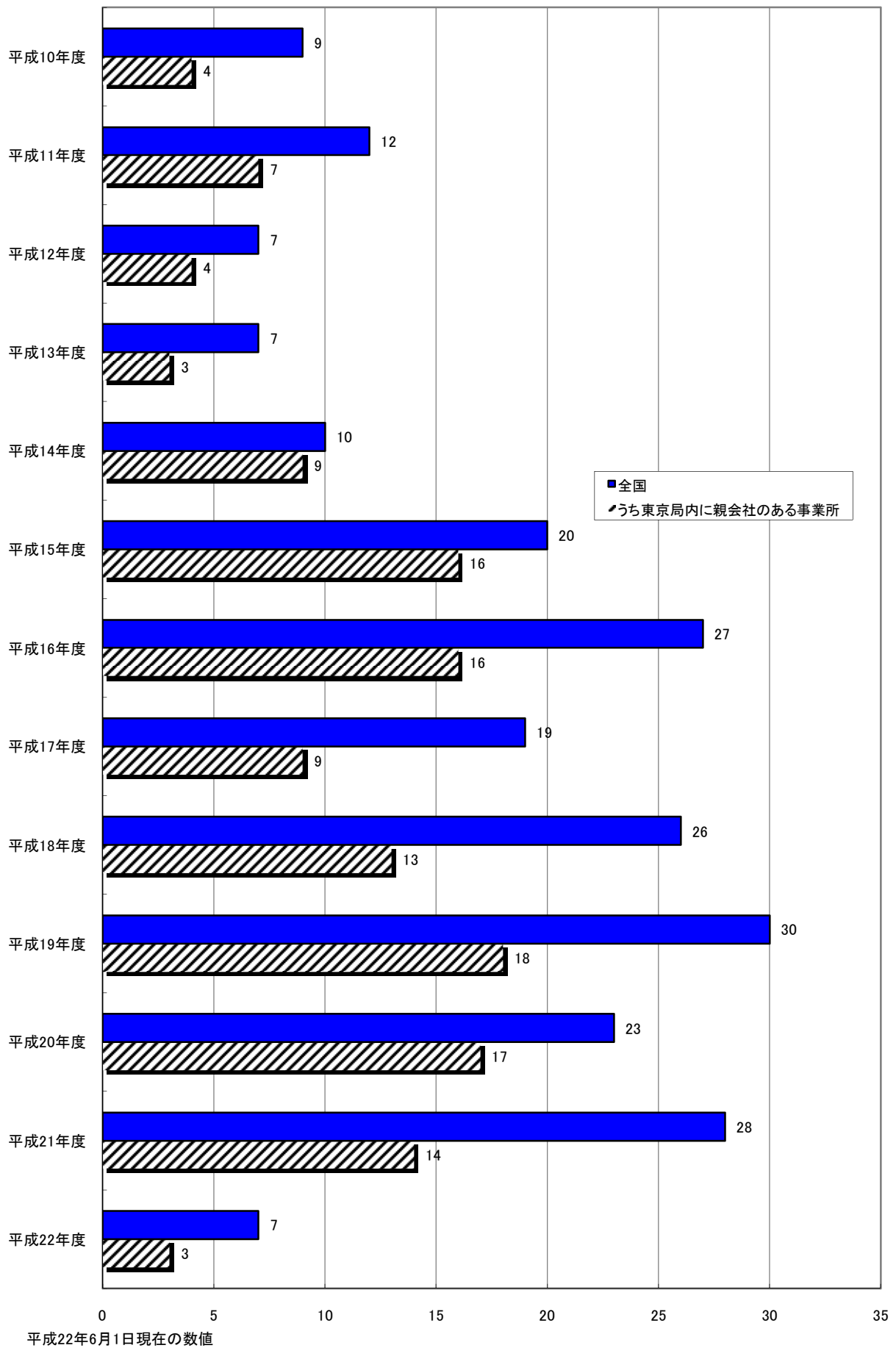
注2 昭和62年までは「67人～99人」、昭和63年から平成10年までは「63人～99人」

(2)産業別実雇用率

各年6月1日現在



(3)特例子会社の年度別設立件数



3 地方公共団体における障害者の在職状況

(1) 法定雇用率2.1%が適用される地方公共団体

① 概況

区分	①機関数 (機関)	②法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	③障害者の数(人)						④実雇用率 $E \div ② \times 100$ (%)	⑤雇用率対前年比増減(P)	⑥不足数
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	F. うち新規雇用分			
都の機関	9	29,202	237	27	363	2	865.0	22.5	2.96	▲ 0.09	0.0
	(9)	(29,008)	(248)	(23)	(367)	(0)	(886.0)	(12.0)	(3.05)	(0.06)	(0.0)
区の機関	26	61,896	482	27	763	0	1,754.0	31.0	2.83	▲ 0.03	0.0
	(26)	(62,099)	(492)	(17)	(775)	(0)	(1,776.0)	(19.0)	(2.86)	(▲ 0.02)	(0.0)
市町村の機関	50	25,786	156	10	289	0	611.0	19.0	2.37	0.02	6.0
	(52)	(25,608)	(155)	(5)	(286)	(0)	(601.0)	(10.0)	(2.35)	(0.05)	(7.0)
計	85	116,884	875	64	1,415	2	3,230.0	72.5	2.76	▲ 0.04	6.0
	(87)	(116,715)	(895)	(45)	(1,428)	(0)	(3,263.0)	(41.0)	(2.80)	(0.02)	(7.0)

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントを行っている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

4 F欄の「うち新規雇用」は当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

5 ()内は平成21年6月1日現在の数値である。

6 ⑥欄の「不足数」とは、②欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切捨て)から③のE欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0になることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

② 障害部位別在職状況

区分	①障害者の数(人)	②身体障害者の数(人)					③知的障害者の数(人)					④精神障害者の数(人)			
		A. 重度身体障害者	B. 重度以外の身体障害者	C. 重度身体障害者である短時間労働者	D. 計 $A \times 2 + B + C$	E. うち新規雇用分	A. 重度知的障害者	B. 重度以外の知的障害者	C. 重度知的障害者である短時間労働者	D. 計 $A \times 2 + B + C$	E. うち新規雇用分	A. 精神障害者	B. 精神障害者である短時間労働者	C. 計 $A + B \times 0.5$	D. うち新規雇用分
都の機関	865.0	237	350	27	851	22	0	0	0	0	0	13	2	14.0	0.5
	(886.0)	(248)	(353)	(23)	(872)	(12)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(14)	(0)	(14.0)	(0.0)
区の機関	1,754.0	482	735	27	1,726	30	0	3	0	3	1	25	0	25.0	0.0
	(1,776.0)	(492)	(758)	(17)	(1,759)	(19)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(17)	(0)	(17.0)	(0.0)
市町村の機関	611.0	156	280	10	602	19	0	3	0	3	0	6	0	6.0	0.0
	(601.0)	(155)	(277)	(5)	(592)	(10)	(0)	(4)	(0)	(4)	(0)	(5)	(0)	(5.0)	(0.0)
計	3,230.0	875	1,365	64	3,179	71	0	6	0	6	1	44	2	45.0	0.5
	(3,263.0)	(895)	(1,388)	(45)	(3,223)	(41)	(0)	(4)	(0)	(4)	(0)	(36)	(0)	(36.0)	(0.0)

注1 ①欄の「障害者の数」とは②D、③D、④Cの計である。

2 ③A欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、D欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行っている。

3 ④B欄の精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、C欄を算出するに当たり0.5カウントを行っている。

4 ②③のA.B欄及び④のA欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のC欄及び④のB欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

5 ②③E欄及び④D欄の「うち新規雇用分」は当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

6 ()内は平成21年6月1日現在の数値である。

(2) 法定雇用率2.0%が適用される教育委員会

区分	①機関数 (機関)	②法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる職員 数(人)	③障害者の数(人)		④実雇用率 ③÷②× 100(%)	⑤雇用率対 前年比増減 (P)	⑥不足数
				うち新規雇用 分			
東京都教育委員会	1	41,047	686.0	9.0	1.67	▲ 0.08	134.0
	(1)	(40,557)	(710.0)	(10.0)	(1.75)	(▲ 0.04)	(101.0)

4 公的機関の各機関の状況

(1)地方自治体の各機関の状況

① 都の機関の状況(法定雇用率2.1%)

都の機関	① 法定雇用障害数の算定の基礎となる職員数(人)	②障害者の数(人)	③ 実雇用率(%)	④ 不足数	備考
1 知事部局	19,784	581.0	2.94	0.0	
2 議会局	151	4.0	2.65	0.0	
3 人事委員会	64	2.0	3.13	0.0	
4 監査事務局	91	5.0	5.49	0.0	
5 交通局	1,979	54.0	2.73	0.0	
6 水道局	2,568	76.5	2.98	0.0	
7 下水道局	1,096	41.0	3.74	0.0	
8 警視庁	3,049	86.0	2.82	0.0	
9 東京消防庁	420	15.5	3.69	0.0	
都の機関合計	29,202	865.0	2.96	0.0	

② 区市町村の機関の状況(法定雇用率2.1%)

区の機関	① 法定雇用障害数の算定の基礎となる職員数(人)	②障害者の数(人)	③ 実雇用率(%)	④ 不足数	備考
1 千代田区	1,052	30.0	2.85	0.0	
2 中央区	1,394	44.0	3.16	0.0	
3 港区	2,157	67.0	3.11	0.0	
4 新宿区	2,825	85.0	3.01	0.0	
5 文京区	1,735	49.0	2.82	0.0	
6 台東区	1,557	47.0	3.02	0.0	
7 墨田区	2,205	60.0	2.72	0.0	
8 江東区	2,316	59.0	2.55	0.0	
9 品川区	2,273	76.0	3.34	0.0	
10 目黒区	2,629	73.0	2.78	0.0	
11 大田区	3,899	129.0	3.31	0.0	
12 世田谷区	4,670	130.0	2.78	0.0	
13 渋谷区	1,877	53.0	2.82	0.0	
14 中野区	2,060	64.0	3.11	0.0	
15 杉並区	4,529	100.0	2.21	0.0	
16 豊島区	1,927	60.0	3.11	0.0	
17 北区	2,832	68.0	2.40	0.0	
18 荒川区	1,521	44.0	2.89	0.0	
19 板橋区	3,335	88.0	2.64	0.0	
20 練馬区	4,277	108.0	2.53	0.0	
21 足立区	3,249	105.0	3.23	0.0	
22 葛飾区	2,746	83.0	3.02	0.0	
23 江戸川区	3,664	94.0	2.57	0.0	
24 特別区人事・厚生事務組合	238	13.0	5.46	0.0	
25 特別区競馬組合	89	6.0	6.74	0.0	
26 東京23区清掃一部事務組合	840	19.0	2.26	0.0	
区の機関合計	61,896	1,754.0	2.83	0	

市町村の機関	①法定雇用障害数の算定の基礎となる労働者数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	④不足数	備考
1 八 王 子 市	3,302	78.0	2.36	0.0	特例承認あり(注4)
2 立 川 市	952	20.0	2.10	0.0	
3 武 蔵 野 市	817	18.0	2.20	0.0	特例承認あり(注4)
4 三 鷹 市	690	18.0	2.61	0.0	
5 青 梅 市	1,232	26.0	2.11	0.0	特例承認あり(注4)
6 府 中 市	1,015	23.0	2.27	0.0	
7 昭 島 市	673	18.0	2.67	0.0	特例承認あり(注4)
8 調 布 市	1,157	29.0	2.51	0.0	特例承認あり(注4)
9 町 田 市	2,676	58.0	2.17	0.0	特例承認あり(注4)
10 小 金 井 市	690	16.0	2.32	0.0	特例承認あり(注4)
11 小 平 市	724	17.0	2.35	0.0	
12 日 野 市	671	18.0	2.68	0.0	
13 東 村 山 市	639	16.0	2.50	0.0	
14 国 分 寺 市	940	20.0	2.13	0.0	
15 国 立 市	381	12.0	3.15	0.0	特例承認あり(注4)
16 福 生 市	353	8.0	2.27	0.0	特例承認あり(注4)
17 狛 江 市	391	8.0	2.05	0.0	特例承認あり(注4)
18 東 大 和 市	446	14.0	3.14	0.0	特例承認あり(注4)
19 清 瀬 市	490	12.0	2.45	0.0	特例承認あり(注4)
20 東 久 留 米 市	635	16.0	2.52	0.0	特例承認あり(注4)
21 武 蔵 村 山 市	356	7.0	1.97	0.0	特例承認あり(注4)
22 多 摩 市	751	17.0	2.26	0.0	
23 稲 城 市	419	10.0	2.39	0.0	特例承認あり(注4)
24 羽 村 市	268	9.0	3.36	0.0	
25 あ き る 野 市	483	11.0	2.28	0.0	特例承認あり(注4)
26 西 東 京 市	961	27.0	2.81	0.0	特例承認あり(注4)
27 瑞 穂 町	215	6.0	2.79	0.0	
28 日 の 出 町	178	4.0	2.25	0.0	
29 檜 原 村	86	1.0	1.16	0.0	
30 奥 多 摩 町	72	3.0	4.17	0.0	
31 大 島 町	160	1.0	0.63	2.0	
32 利 島 村	-	-	-	-	注5
33 新 島 村	113	0.0	0.00	2.0	
34 神 津 島 村	111	2.0	1.80	0.0	
35 三 宅 村	108	3.0	2.78	0.0	
36 御 蔵 島 村	-	-	-	-	注5
37 八 丈 町	126	2.0	1.59	0.0	
38 青 ケ 島 村	-	-	-	-	注5
39 小 笠 原 村	83	0.0	0.00	1.0	
40 立 川 市 教 育 委 員 会	276	6.0	2.17	0.0	
41 三 鷹 市 教 育 委 員 会	195	5.0	2.56	0.0	
42 府 中 市 教 育 委 員 会	162	4.0	2.47	0.0	
43 小 平 市 教 育 委 員 会	246	5.0	2.03	0.0	
44 日 野 市 教 育 委 員 会	165	8.0	4.85	0.0	
45 東 村 山 市 教 育 委 員 会	147	4.0	2.72	0.0	
46 国 分 寺 市 教 育 委 員 会	205	7.0	3.41	0.0	
47 多 摩 市 教 育 委 員 会	214	7.0	3.27	0.0	
48 羽 村 市 教 育 委 員 会	-	-	-	-	注5
49 日 野 市 立 病 院	58	2.0	3.45	0.0	
50 福 生 病 院 組 合	151	2.0	1.32	1.0	
51 稲 城 市 立 病 院	98	2.0	2.04	0.0	
52 阿 伎 留 病 院 組 合	111	2.0	1.80	0.0	
53 昭 和 病 院 組 合	346	8.0	2.31	0.0	
54 町 立 八 丈 病 院	-	-	-	-	注5
55 柳 泉 園 組 合	48	1.0	2.08	0.0	
市町村の機関の合計	25,786	611.0	2.37	6.0	

- 注1 ①欄の「法定雇用障害数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
- 注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0になることをもって法定雇用率達成となる。
- したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 注4 注4の市は特例承認を受けている。特例承認とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定一覧	
地方認定機関(A)	みなされることとなる機関(B)
八王子市	八王子市教育委員会
武蔵野市	武蔵野市教育委員会 武蔵野市水道部
青梅市	青梅市教育委員会 青梅市立総合病院
町田市	町田市教育委員会 町田市民病院
小金井市	小金井市教育委員会
国立市	国立市教育委員会
福生市	福生市教育委員会
東大和市	東大和市教育委員会
清瀬市	清瀬市教育委員会
昭島市	昭島市教育委員会
東久留米市	東久留米市教育委員会
武蔵村山市	武蔵村山市教育委員会
狛江市	狛江市教育委員会
稲城市	稲城市教育委員会
あきる野市	あきる野市教育委員会
西東京市	西東京市教育委員会
調布市	調布市教育委員会

注5 -は、職員数が48人未満であり障害者の雇用の促進等に関する法律第38条に基づく障害者の採用義務が発生しないもの。

(2)特殊法人等(地方所管)における各機関の状況

法人名	①法定雇用障害数の算定の基礎となる労働者数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	④不足数	備考
1 東京都産業技術研究センター	293	7.0	2.39	0.0	
2 首都大学東京	792	28.0	3.54	0.0	
3 東京都住宅供給公社	1,199	26.0	2.17	0.0	
特殊法人(地方所管)の合計	2,284	61.0	2.67	0.0	

- 注1 ①欄の「法定雇用障害数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
- 注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0になることをもって法定雇用率達成となる。
- したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 注4 区市町村土地開発公社については労働者数がいずれも48人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づく障害者の雇用義務が発生しないため、省略した。